

山口県報

目 次

○選管告示

政治団体の收支に関する報告書の要領



山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された收支に関する報告書の要領を別冊のとおり公表する。

平成二十七年五月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成27年
5月29日
(金曜日)

平成
二十七年五月二十九日発行

発行
行所

山口県知事